

乾しいたけに関する放射性物質検査の実施状況

| 県名 | 市町村 | 生しいたけ(乾しいたけの原料) | | | | 乾しいたけ | | 流通段階での着目点 |
|----|-----|-----------------|------|-------|------|-------|--|-----------|
| | | 原木露地 | | 原木施設 | | 検査の有無 | 検査結果 | |
| | | 検査の有無 | 検査結果 | 検査の有無 | 検査結果 | | | |
| A | a | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 可 | |
| | b | ○ | ● | ○ | ● | ○ | 否 (出荷制限により出回るはずがない) | |
| | c | ○ | ● | ○ | ● | ○ | 否 (「乾」は大丈夫でも原料の「生」が駄目なので「乾」も出荷されないはず) | |
| | d | ○ | ○ | ○ | ○ | | 検査結果がわかるまで扱わない方がよい (原料の「生」は大丈夫でも「乾」の検査結果がわからない) | |
| | e | | | | | | 検査結果がわかるまで扱わないほうがよい (検査されていないので判断できない) | |

<運用の考え方>

1. 当面、17都県を対象にリストを作成し、林野庁・関係県・業界団体とが共有。定期的に更新(月1回程度)
2. 17都県は積極的に検査を実施し、基準値を超えるものを出荷しないことを徹底。
3. 業界団体は入札等での買い付けや在庫点検を行う場合、このリストと照合して扱う商品の安全を確認。万一流通すべきでない商品があった場合や、検査情報の不明な商品があった場合、速やかに産地県または林野庁に連絡。

出荷制限等の状況の記載例

○ 原木しいたけ(露地栽培・施設栽培)

- ・ これまでに国による出荷制限が指示された市町村及び現在も県等により出荷自粛を行っている市町村について着色した。
- ・ 出荷自粛から出荷制限までが1週間未満の場合は出荷制限の月から、出荷自粛から出荷制限まで1週間以上を要した場合は、出荷自粛の月から着色した。

例) 4/2出荷自粛、4/3出荷制限の場合は、4/3から着色
4/1出荷自粛、4/25出荷制限の場合は、4/1から着色

- ・ 県が個人に対して出荷自粛している場合は、その市町村に着色した。

○ 乾しいたけ

- ・ 同一市町村で、県等により23年度中に暫定規制値により出荷自粛し、24年4月以降新基準値により出荷自粛した場合は、23年度中に出荷自粛した月から着色した。

例) 2/2 23年産を出荷自粛、4/3 24年産を出荷自粛の場合は、2/2から着色